

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

公 的 資 金 優 先 株 式 の 返 済 及 び
自 己 株 式 の 取 得 に 関 す る お 知 ら せ

(商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく自己株式の取得)

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(社長 西川善文)は、整理回収機構にお引受けいただきしております第一種優先株式及び第三種優先株式の一部(合計 2,010 億円)に関し、下記 1. の通り、整理回収機構を通じて預金保険機構に対し普通株式への転換及び転換後の普通株式の処分の申出を行い、本日、承認をいただきましたので、お知らせいたします。

また、この転換後の普通株式の処分に対応すべく、本日開催の取締役会において、下記 2. の通り、商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき自己株式を取得することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 公的資金優先株式の返済

(1) 優先株式の普通株式への転換

以下の公的資金優先株式につき、整理回収機構による転換権の行使を預金保険機構に承認していただき、普通株式に転換していただきます。

名称	第一種優先株式	第三種優先株式	合計
転換総額	960 億円	1,050 億円	2,010 億円
転換される優先株式数	32,000 株	105,000 株	-
転換価格	947,100 円	349,600 円	-
転換請求日	平成 16 年 9 月 30 日	平成 16 年 9 月 30 日	-
転換により発行される普通株式数	101,362.06 株	300,343.25 株	401,705.31 株

(2) 転換により発行される普通株式の処分

上記(1)の転換により整理回収機構が取得する普通株式については、当社申出により処分していただくものであります。当該処分に対応すべく、当社は、取得金額(上限)2,700 億円の範囲内で東京証券取引所の ToSTNeT-2(終値取引)により、早期に自己株式(普通株式)を買い受ける予定です。

なお、買受により取得いたします普通株式に関しましては、取得後当面の間、自己株式として保有することといたします。

この「公的資金優先株式の返済及び自己株式の取得に関するお知らせ(商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく自己株式の取得)」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

今回、一部転換権の行使を要請した公的資金優先株式の概要

名称	第一種優先株式	第三種優先株式
当初発行日	平成 11 年 3 月 31 日	平成 11 年 3 月 31 日
発行株数	67,000 株	800,000 株
発行価額	1 株につき 3 百万円	1 株につき 1 百万円
発行総額	2,010 億円	8,000 億円

上記以外の公的資金優先株式の概要

名称	第二種優先株式
当初発行日	平成 11 年 3 月 31 日
発行株数	100,000 株
発行価額	1 株につき 3 百万円
発行総額	3,000 億円

2. 自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

公的資金優先株式の転換により発行される普通株式等の買受を行うため。

(2) 取得の内容

取得する株式の種類 : 当社普通株式
取得する株式の総数 : 405,000 株 (上限)
(発行済普通株式総数に対する割合 6.5%)
株式の取得価額の総額 : 2,700 億円 (上限)
自己株式取得の日程 : 平成 16 年 10 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日

(ご参考)

平成 16 年 9 月 30 日時点の自己株式 (普通株式) の保有状況

発行済普通株式総数 (自己株式を除く) 6,202,692.74 株
自己株式数 2,686.44 株

(注) 発行済普通株式総数 (自己株式を除く) には、上記 1. (1) の転換により発行される普通株式数を含みます。

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

広報部 古館 TEL 03-5512-2678

この「公的資金優先株式の返済及び自己株式の取得に関するお知らせ (商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく自己株式の取得)」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。